

# 伝染性紅斑の流行について（警報）

平成31年 4月25日（木）10時00分

北海道滝川保健所  
電話：0125-24-6201

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、平成31年第16週（平成31年4月15日～平成31年4月21日）において、滝川保健所管内の1定点医療機関あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたのでまん延を防止するため警報を発令します。

今後、滝川保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防につとめるようお願いいたします。

## 記

### 1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。10～20日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状－リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れたときには感染力はほぼ消失しています。ほとんどの発病者は、合併症をおこすことなく回復します。

### 2 伝染性紅斑の感染経路

通常は飛沫または接触感染です。

### 3 その他

#### (1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第12週 (3/18～3/24)	第13週 (3/25～3/31)	第14週 (4/1～4/7)	第15週 (4/8～4/14)	第16週 (4/15～4/21)
保健所	0 (0.00)	1 (0.25)	0 (0.00)	1 (0.25)	8 (2.00)※
全道	58 (0.42)	85 (0.61)	71 (0.51)	116 (0.83)	- (-)
全国	1778 (0.56)	1595 (0.50)	1786 (0.56)	1845 (0.58)	- (-)

※第16週の患者報告数は速報値。

第15週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

#### (2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	2	1